

各都道府県 }
 各政令市 } 御担当各位
 各中核市 }

国土交通省住宅局住宅総合整備課
 安心居住推進課

住宅確保要配慮者であることの確認方法について

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を実施し既存住宅等を改修した専用住宅（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 9 条第 1 項第 7 号に規定する専用住宅をいう。）については、入居の際には住宅確保要配慮者であることの確認が必要となるため、入居資格の確認について、「住宅確保要配慮者であることの確認方法について」（平成 30 年 1 月 24 日付事務連絡）により、周知しているところである。

今般、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年国土交通省令第 71 号）により、住宅確保要配慮者の範囲が改正されたため、本事務連絡を以下のとおり改正することとする。

記

「住宅確保要配慮者であることの確認方法について」の別紙 1 の表を以下のとおり改正する。

<住宅確保要配慮者であることを確認する書類の例>

改正後			現行		
省令により規定	更生保護対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護観察所</u>の証明書 ・上記のほか更生保護対象者であることが確認できる書類 	省令により規定	更生保護対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護監察所</u>の証明書 ・上記のほか更生保護対象者であることが確認できる書類
	更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）に規定する生活環境の調整の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の証明書 ・上記のほか生活環境の調整の対象者であることが確認できる書類 		(新設)	(新設)

刑執行終了者等に対する援助を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所の証明書 ・上記のほか刑執行終了者等に対する援助を受けている者であることが確認できる書類 	(新設)	(新設)
刑の執行のため刑事施設に収容されていた者	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設の証明書 	(新設)	(新設)
刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者	<ul style="list-style-type: none"> ・少年院の証明書 	(新設)	(新設)
労役場に留置されていた者	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設の証明書 	(新設)	(新設)
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する困難な問題を抱える女性	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援センターが発行する証明書 ・女性相談支援員が発行する証明書 ・女性自立支援施設が発行する証明書 ・地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体が発行する確認書 ・上記のほか困難な問題を抱える女性であることが確認できる書類 	(新設)	(新設)

以上